

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 入会金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）定款第7条に定める入会金について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 正会員の入会金は、千円とする。

(入会金の使途)

第3条 入会金は、その50%未満を管理費に使用するものとする。

(入会金の納入時期)

第4条 入会金は、本会への入会時に初年度会費と共に納入するものとする。

2 入会金の納付方法は、本会が指定する金融機関への振り込み、もしくは口座引き落としとする。なお、その際の手数料は納入者の負担とする。

(規程の改廃等)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(細則)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。